

① 件名			
石巻市消防団員等公務災害補償の見直しについて			
② 策等を必要とする背景及び目的（理由）			
<p>【背景】 給与法に規定する扶養手当が平成28年11月に改正され、平成29年4月1日以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなった。消防団員等の損害補償の加算額及び加算の対象については、給与法で定められている扶養手当をもとに定められていることから、給与法の変更に伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」（平成30年政令第29号）が公布され、平成30年4月1日から施行されることとなった。</p> <p>【目的】 損害補償の算定基礎となる額の加算額及び加算の対象を改定することで、消防団員等に係る公務災害による損害補償の適正な運用を図るもの。</p>			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
<p>【根拠法令】 消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号） 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年11月8日政令第335号） 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成30年政令第29号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
平成30年2月7日 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令公布（平成30年4月1日施行）			
⑤ 主な内容			
1 非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額の扶養親族に関する加算額及び対象の改定			
	対象	改正	現行
第1号	配偶者 加算額	217円	333円
第2号	子 加算額	333円	267円
	第1号の配偶者がいない場合の加算額 （扶養親族一人に限る）	削除	333円
第3号	孫 加算額	217円	217円
第4号	父母・祖父母		
第5号	弟・妹		
第6号	重度心身障害者 第1号の配偶者及び第2号の子がいない 場合の加算額（扶養親族一人に限る）	削除	300円
※補償基礎額＝基礎額（勤務年数等によって算定）＋加算額（扶養親族数等によって算定）			
2	施行年月日	平成30年4月1日	
3	その他	必要な経過措置を規定するとともに、文言整理を行う。	

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

消防団員の公務災害補償について、適正な支給が図られる。

【市財政への負担】

消防団員等公務災害補償基金より支出されるため、受給額の増額による市の財政的な負担は無い。

（参考）改定後の遺族補償年金受給者受給影響額

種 別	人 数	金 額（年額）
増 額	5名	119,500円
減 額	9名	△158,000円
改定対象外	4名	—
計	18名	△38,500円

⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても同様の改正を行う。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年3月 市議会第1回定例会に石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を追加提案（平成30年4月1日施行予定）

⑨その他